

独占禁止懇話会第 172 回会合議事録

1 日時 平成 17 年 11 月 9 日（水）10：00～12：00

2 場所 公正取引委員会 大会議室

3 出席者

【会員】後藤会長，井手会員，翁会員，小倉会員，榎野会員，古城会員，佐々木会員，
嶋津会員，高橋会員，平田会員，フクシマ会員，舟田会員，御船会員，
三村会員，村上会員，森本会員，山田会員

【公正取引委員会】竹島委員長，柴田委員，三谷委員，山田委員，濱崎委員

【公正取引委員会事務局】上杉事務総長，鶴瀬首席審判官，和泉澤総括審議官，
中島官房審議官（国際担当），小島官房審議官（経済取引担当），
伊東経済取引局長，舟橋取引部長，松山審査局長

4 議題

(1) 改正独占禁止法施行に伴う政令・規則の改正等について

(2) 公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書

(3) 広告業界の取引実態に関する調査

5 議事

後藤会長 それでは，定刻となりましたので，本日の独占禁止懇話会を開催させていただきます。

本日の議題は，お手元の議事次第にあります 3 点であります。第 1 番目が，改正独占禁止法施行に伴う政令・規則の改正等について。第 2 番目が，公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書。第 3 番目が，広告業界の取引実態に関する調査報告書。この 3 つの議題になっております。

議題に入ります前に，本懇話会の会員及び公正取引委員会に異動がありましたので，事務局から御紹介いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

伊東経済取引局長 おはようございます。経済取引局長の伊東でございます。それでは，会員の異動につきまして御紹介させていただきます。まず，東洋紡の会長でございます津村会員が御都合で退任されまして，本日はお見えになってございませんが，後任を積水ハウス社長の和田勇さんをお願いしておりますので，御紹介をさせていただきます。

それから，公正取引委員会の委員にも異動がございましたので御紹介させていただきます。本年 8 月に小林委員が退任いたしまして，後任として，濱崎委員が就任しておりますので御紹介させていただきます。

濱崎委員 御紹介いただきました濱崎でございます。これまで、裁判所及び法務省で仕事をしてまいりましたが、この 8 月 12 日をもって当委員会の委員に就任いたしました。どうかよろしくお願いいいたします。

伊東経済取引局長 事務総局にも異動がございましたので、新任を御紹介させていただきます。まず、国際担当官房審議官の中島でございます。

中島官房審議官 去る 7 月 29 日に国際担当の官房審議官を拝命した中島でございます。よろしくお願いい申し上げます。

伊東経済取引局長 取引部長の舟橋でございます。

舟橋取引部長 舟橋でございます。よろしくお願いいいたします。

伊東経済取引局長 審査局長の松山でございます。

松山審査局長 松山でございます。よろしくお願いいします。

伊東経済取引局長 以上でございます。

後藤会長 それでは、1 つ目の議題、改正独占禁止法施行に伴う政令・規則の改正等について入らせていただきます。

御案内のように、改正独占禁止法が本年 4 月に成立しまして、来年 1 月から施行されます。公正取引委員会は、その施行に向けて、公正取引委員会規則及び関係政令の制定等を進めてこられたところであります。これらの全体の準備状況につきまして、伊東経済取引局長から御報告をいただきたいと思ひます。

また、その後、10 月に成案を公表されました施行規則等について、徳力審査局管理企画課企画室長から御説明をお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願いいします。

伊東経済取引局長 それでは、私から 3 点御報告をさせていただきます。

1 点目は、改正法の施行でございますが、前回のこの場で、来年の 1 月からを予定していると御報告申し上げましたが、来年の平成 18 年 1 月 4 日から施行することが正式に決まっております。

2 点目は、改正法の運用細則といひますか、改正法の施行に関連した政令や公正取引委員会規則の制定・改正の関係でございます。これにつきましても、前回のこの場で、基本的な考え方は御紹介させていただいたところでございます。その後、その考え方に基づく規則案、政令案をパブリックコメント手続に付しまして、頂きました意見等をもとに所要の修正をいたしまして、10 月 6 日に成案を公表しているところでございます。このポイントにつきましては、後ほど、審査局企画室長から御説明をさせていただきます。

3 点目は、改正法の周知徹底ということでございます。改正法の内容としましては、課徴金減免制度等の新しい制度も盛り込まれております。そういうこともございまして、周知徹底を期するべきだということで、10 月以降それを行っているところでございます。

1 つは、お手元に参考までに配布させていただいておりますが、『ここがポイント!“改正”独占禁止法』というリーフレット等も用意しております。また、こういう資料を基に各地で説明会の開催を現にやっており、これからも年内いっぱい予定しているところでございます。全国主要都市で開催し、一般企業向けに説明の場を設けたいと思っております。また、例えば建設業関係の団体からは、個別に全国9ブロックすべてでやってくれという要請がございます。そういう求めにも応じているところです。そういう形で、改正法の内容の周知徹底ということで説明会を開催するというところでございます。

さらに、政府広報を活用し、新聞、テレビ等での広報、公正取引委員会のホームページも充実させたいと思っております。説明会等によく寄せられる質問等につきましては、ホームページにQ & Aコーナーを設けまして丁寧に説明する等、いろいろ工夫いたしまして、周知徹底に努めたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

徳力審査局企画室長 審査局の徳力でございます。私からは、改正法の施行に伴いまして関連します政令・規則につきまして、若干御説明をさせていただこうと思っております。

改正法の施行の関係ですが、全体で4本の政令と11本の規則という、多くの政令・規則の改正あるいは制定を行っております。本日、すべてにつきまして御紹介はできないものですから、主要なものにつきまして御説明をさせていただくことにしたいと思います。

お手元の資料ですが、右肩に独禁懇172-1と番号が振っております。タイトルが「改正独禁法施行に伴う政令・規則の改正等について」という、横長の資料を御覧いただきたいと思っております。

まず最初に、改正法の概要です。これは御案内のとおりですが、1枚おめくりいただいて、1ページ目に、主要な改正法のポイントが出てまいります。改めて申すまでもないことかもしれませんが、主要な点としては4点でございます。課徴金制度の見直し、具体的には算定率の引上げ、早期離脱者に対する軽減、違反行為を繰り返していた場合の5割の加算、適用対象範囲の見直しといったことを内容とします、課徴金制度の見直しが第1点でございます。

第2点は、課徴金減免制度を導入したというものです。対象事業者としては合計3社までの間で、立入検査前の最初の申請者については、課徴金を免除、2番目の申請者については50%減額、3番目については30%減額するものです。立入検査後においても減免申請をした場合、それが検査前と合計して3番目までに行われていれば減免が認められますが、その場合には一律30%減額になります。これが、課徴金減免制度の概要でございます。

第3点目は、犯則調査権限です。刑事告発を将来的には想定して、臨検、捜索、

差押えという、強制調査を行う権限が公正取引委員会の手続に導入されたというものでございます。

第4点目は、審査審判手続の見直しが行われたということです。これも後ほど御説明させていただきますが、審判手続が現在の事前の手続から事後の手続になる。あるいは、排除措置命令と課徴金納付命令が同時期に出せるようになった。これらを改正内容とするものでございます。

本日は、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入、審査審判手続の見直しに関連しまして整備をいたしました規則について御説明をさせていただこうと考えております。

最初に、御関心も強いと思いますので、新たな制度として導入されました課徴金減免制度につきまして 関連する規則の中身を御紹介したいと思っております。

お手元の資料、11 ページを御覧いただきたいと思っております。A4 縦長のフローチャートがございます。これは、どのような情報を、どのような段取りで公正取引委員会に申請すると、減免が認められることになるのかといったことを、簡単なフローチャートにして表現したものです。

御覧いただきますと、真ん中より上辺りに、様式1号の提出というのがございます。次いで下を見ていただきますと、様式2号及び資料の提出というのが出ております。これは何を表しているかという、様式1号は概要の報告になり、概要報告を最初に提出していただく。次いで、公正取引委員会が定めました期限までに様式2号 これは若干詳細な内容を盛り込んだ報告で、詳細報告というふうに考えておりますが、 と関連資料を提出期限までに出していただく。こういう2段階の仕組みになっております。

1点言い忘れましたが、今御覧いただいておりますフローチャートは、立入検査前、公正取引委員会が調査を開始する前の減免申請として、どういう段取りで行われるかを表しているものです。

今申し上げましたとおり、様式1号で最初に概要報告、そして詳細報告・資料の提出をしていただくということで、2段階の提出をしていただく形になっているというのが、1つの骨格でございます。

まず、概要報告というのはどの程度の概要なのか申しますと、例えば、違反行為の態様の記載としましては、入札談合、あるいは価格カルテル、市場分割協定といった行為類型を書いていただく。そういったことを想定しております。

次いで、詳細報告で詳しいことを書いていただきます。この場合には入札談合を例にしますと、基本ルールの内容がいかなるものであったのか、どういったルールで受注予定者が決められていたのか、そういったことを詳細に書いていただきます。詳細に書いていただくと申しましたが、当然、減免申請者において承知している限りで、できる限り詳細な記載をして提出をしていただくということに

なっております。

概要報告と詳細報告、関連資料の提出、これらがすべてなされると、法律が要求している事実報告及び資料の提出がなされたということになります。

ポイントが幾つかございます。まず、減免申請の順番のつけ方です。先ほど申し上げたとおり、最初に減免申請をしますと全額免除になりますし、2番目ですと50%減額ということで、減免申請の順番が非常に重要になってくるわけです。その順番のつけ方が、概要報告、すなわち様式1号の提出された先後によって決定されます。

概要報告の時点で、まず仮の順位を付けておいて、提出期限までに様式2号、関連資料すべてを提出していただくと、仮の順位がそのまま減免申請していただいた方の順位として与えられるものです。逆に、概要報告を出していただいた時点で仮の順位を付けますが、その後に様式2号及び関連資料をちゃんと提出していただけないということになると、その仮の順位が失われてしまうというものでございます。

順位の付け方と関連いたしまして特徴的なことは、様式1号を必ずファクシミリで出していただくようにしています。ファクシミリ以外で、例えば私どもの事務所に様式1号を直接持参していただいた場合であっても、「申しわけないですが、一度お戻りいただいて、ファックスで出してください」と申し上げることとなります。

なぜ様式1号はファクシミリだけで受け付けることにしたかと申しますと、例えば、東京の事務所に今日のお昼ぐらにお越しいただいたと。同時期に、大阪の事務所に持参された方がいらっしゃる。仮に持参方式を認めますと、そういった場合にどちらを先に減免申請されたかという位置づけたいかということについて、若干紛れが生じる可能性がある。そういう意味で、機械的、画一的に先後関係を明らかにしようということで、ファクシミリ1本の提出を定めたというものでございます。

次に、今回の減免申請で特徴的な事柄のもう1つのポイントとしましては、一部事項について口頭申請を認めたということがございます。原案段階におきましては、基本的にすべて書面に書いていただいて、それを提出していただくことを想定していました。これをパブリックコメントにかけたわけですが、いただいた意見を踏まえまして、一部修正をいたしました。違反行為の詳細にわたるような事項につきましては、特定の場合に口頭申請、口頭報告することを認めるという仕組みに変更しております。

どういった場合に口頭申請を認めるかと申しますと、具体的に想定しているのは、国際カルテルなどの国際事件です。こういった事件の場合には、例えば国際カルテルですと、アメリカの裁判所が日本の企業に対して、日本の公取委に減免

申請をした企業に対して、減免申請で提出した資料を裁判所に提出しなさいという文書提出命令、ディスカバリーといわれるものをかけることがある。その減免申請の中に違反行為の詳細が記載されていて、それが裁判所に開示されるということになってしまうと、当然、敗訴のリスクが高まる。御案内のとおり、例えばアメリカですと3倍額訴訟ということで、大変大きな損害賠償を負担しなければいけないかもしれない。そういうリスクが大きいと、なかなか公取委に対して減免申請をしない、減免申請をしたくないということになりかねないということです。私どもとしては、できるだけ減免申請を使いやすいものにしたいということもありましたので、国際カルテル事件のようなものにつきましては、一部の違反行為の詳細事項について口頭で申請を認めるということにしたものでございます。

なお、口頭申請を認める場合も、基本的には提出期限内に担当者の前に来て、面前で口頭申請をしていただく。口頭で報告していただいた内容は、書面に書かれるなど何らかの形で記録化されることが規則の中に定められております。

お手元の資料で見えていただきますと、様式1号の提出、一定期限内での様式2号及び資料の提出ということで手続的には流れていくわけですが、上のほうに事前相談と書いてございます。これは規則などで明示的に定めているものではなく、運用で事前相談制度を設けようと考えているものです。

当然、様式1号を提出していただく、あるいは2号を提出していただくといった場合には、顕名で企業名を明らかにして提出していただくこととなります。しかしながら、まだ社内調査段階である、そして減免申請するかどうかについてまだ考えているような企業の場合には、企業名を明らかにして公取委に対してアクセスすることについて慎重な企業もいるかもしれない。そこで、企業名を明らかにしないで、かくかくしかじかの違反行為について減免申請をしたいが、今申請をすると何番目の減免を受けられるだろうか、最初の申請者として免除を受けられるか、あるいは2番目になるのか、そういった問い合わせに対してお答えをする制度として、事前相談制度というものをつくろうと考えております。

減免関係を担当する者として課徴金減免管理官を置いて、その者が事前相談などにも対応することを考えております。

今申し上げた点が、立入検査前の減免申請にかかわるものです。1枚おめくりいただきますと、12ページでは、立入検査後の減免申請がどうなるかということのフローチャートがございまして。基本的には同じです。

見ていただきますと、様式3号と資料を提出しなければならないとなっております。様式3号というのは、先ほどの様式2号に相当するものでして、違反行為の詳細を書いたものを出していただく。立入検査前と違いまして、こちらは概要報告を出していただくというプロセスが抜けております。立入検査後においては、様式3号を出していただきます。

出し方についても、ファクシミリで出していただいて、そのファクシミリの到着の順位をもって、減免申請の順位が決まるという点、一部の事項について、口頭申請が認められている点につきましては、先ほど申し上げたところと同じでございます。

若干違うのは、立入検査後の場合には、調査開始日から 20 日以内に提出をしてくださいという、提出期限が規則の中に定められているところです。それ以外は、基本的に同じ考え方で手続が流れているということになっております。

なお、今御覧いただいた 11 ページと 12 ページのフローチャートですと、様式 1 号、関連資料の提出、あるいは様式 3 号、関連資料の提出ということで手続の流れが止まっておりますけれども、この後も手続は続いております。公正取引委員会は随時、減免申請者に対して「もう少し情報を提供してください。こういった情報はないですか」というような追加の協力要請をいたします。それに対しても応じていただくことが、法律上、減免を受けるための要件となっておりますので、手続的にはもう少し続くことになっております。

以上が課徴金減免の関係で、どういった情報を、どんな段取りで公取委に提出するのかを、フローチャートで表したものでございます。

これに関連して、14 ページ、一番最後のページを御覧いただきたいと思います。これは、公正取引委員会の告発方針をまとめたものです。従前からあったものですが、それを今回、課徴金減免制度が導入されたことも踏まえまして、一部改定を行ったものでございます。

最初の四角の中を御覧いただきますと、現行の告発方針と同様に、国民生活に広範な影響を及ぼす悪質・重大事案、違反行為が反復して行われるなど行政処分では法目的を達成できない事案について積極的に刑事処分を求めて告発を行う。これは、従前の方針と同じでございます。

「ただし」ということで、つけ加えております。立入検査前に最初の課徴金減免の申請をした事業者、それからその事業者の従業員等であって、調査への対応等において積極的に協力していただいた従業員等、個人、自然人について、公正取引委員会としては告発を行わないという方針を併せて表明しております。

減免申請については、以上のとおりでございます。

ページをめくっていただいて、9 ページに、犯則調査権限の導入に伴います関連政令あるいは関連規則の概要を図であらわしたものがございますので、御覧いただけますでしょうか。犯則調査権限という、臨検、搜索、差押えの権限が公正取引委員会に認められることになり、公正取引委員会としましては、従来どおりの行政調査権限と犯則調査権限の 2 つを持つことになったということでございます。

この 2 つの権限を行使するときに、例えば行政調査権限の行使に名を借りて、

犯則調査のための情報収集することがあってはいけない。このため内部の体制としまして、犯則調査を行う部署と行政調査を行う部署とを分けて、体制づくりを行ったものでございます。

左側の最初の箱の中に書いてございますが、犯則調査部門として、「犯則審査部」という組織を新設することとしております。犯則事件の調査は、「犯則審査部」の職員のみが行うことにします。行政調査を行う審査官としましては、「犯則審査部」の職員が審査官として指定されることはないということで、組織的に分けるということにしております。

このように組織を分ける形で、行政調査に名を借りて、犯則調査をしているのではないかという疑義を招かないような体制づくりをしたというのが、犯則調査関連の規則の概要でございます。

続きまして、もう1つ改正法の中身で重要な点としましては、審査・審判手続の見直しをしたというのがございます。改正法の中身につきましては御案内のとおりですが、従前の現行法の手続ですと、まず排除措置に関する行政処分が行われ、次いで課徴金納付命令が行われるということで、2段階の手続となっていたということ。また、行政処分が行われる前に審判手続という慎重な手続が採られることになっていたということ。こういった仕組みが現行法でございます。

改正法の下におきましては、排除措置命令と課徴金納付命令を同時期に出せること。それから行政処分の前に審判手続を行うのではなく、行政処分の後に審判手続を行うという仕組みになったということ。この辺が、改正法の重要なポイントです。これは、お手元の資料ですと、6ページにフローチャート図がございますので、御覧ください。

下の図が、現行法の仕組みでございます。まず、審査という行政調査を行って、審判手続を経て審決という行政処分をする。その後に、課徴金納付命令をすることになっている。

これが改正法の下ではどうなるかという、上の図を見ていただきますと真ん中あたりに、排除措置命令と課徴金納付命令が同時並行的に書いてございますけれども、同時期に出せるようになったということ。更に右のほうを見ていただきますと、行政処分の後に審判手続が設定されているということで、審判手続が事後化された。こういうことです。

これの関連で、行政処分が最初に行われることにはなりますが、いきなり行われることは当然、適正手続という観点から問題がございます。この図にありますとおり、事前通知、あるいは意見申述・証拠提出の機会の付与といった、事前に名宛人となるべき相手方に告知、弁解、防御の機会を与えるという手続が置かれています。

これを踏まえまして、事前通知のやり方、あるいは意見申述の方法、こういっ

たものについて定める規則が、今回、審査規則の中に設けられております。また、審判手続も事後化し、審判手続の開始の仕方が、行政処分の名宛人となる人の審判請求で審判手続が開始されることとなりますので、審判請求書の内容などについて詳細の事項を定めるなど、審判規則の改正を行っております。

駆け足になって申し訳ございません。大きく3点のポイントにつきまして、関連する政令なり規則を整備いたしまして、以上申し上げたような概要の修正を行っております。

私からは以上でございます。御質問があれば、お答えさせていただこうと思っております。

後藤会長 どうもありがとうございました。改正独禁法そのものにつきましては、前回、詳しくこの懇話会でも御説明したところですが、新しい制度や人間が導入されておりますので、実際の運用がどのようになるかが非常に大きなポイントになるということで、今、その運用にかかわる政令、規則について詳しく御説明いただいたところであります。これに関しまして何か御質問、御意見等がおありでしたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

平田会員 課徴金の減免手続のところ、2回目の詳しい報告書を出す際に、国際事件などについては口頭でもよろしいと。それは、書面でやった場合に日本の企業の敗訴リスクが高まって、申請しない企業も出てくるので逆効果であろうということと理解しました。

しかし、これまでアメリカ等諸外国が、課徴金減免制度を導入してほしいと言ってきたのは、まさに国際カルテルを摘発しやすくするためだったわけですね。その部分について口頭でもよろしいというのは、いわば甘いやり方になるように思われますが、その辺り、諸外国からの不満は出ないものでしょうか。これまでよりは不正を日本国内で摘発しやすくなるわけですから、それはそれで外国も満足すると考えたらよろしいのでしょうか。その辺をお聞かせください。

徳力審査局企画室長 減免申請については口頭でやるのが国際的な傾向になっております。外国の競争当局あるいは外国の法曹関係者からいただいた意見は、書面ではなくて、口頭申請をもっと認めたほうが、情報が集まりやすい、したがって摘発もよりやりやすくなるということで、口頭申請を認めたことに対しては、外国の競争当局から見れば積極的な評価をいただいているというふうに考えております。

村上会員 質問というより、2点ばかり意見になります。第1点は、パブリックコメントの対応というのは、名実ともに優れたものだと思います。寄せられた意見と、それに対応する考え方というのは非常によくできているので、このような対応は是非とも続けてほしいと思います。

昨年度、内閣府のOTOというか苦情処理問題の委員会で、外国政府なり外国企業から、日本のパブリックコメントは既に決定済みの事項について形式的に実

施されるだけで、ほとんど意味がないのではないかという批判が寄せられて、政府全体としても何とかするという事になっていたわけです。是非ともパブリックコメントの意見に対する対応は、丁寧にこれからもお願いしたいというのが意見であります。

もう1つは、依然として減免制度の運用は難しいと思っています。というのは、かなり微妙なケースが出てくる可能性がある。例えば、事後の減免の申立てには、既に公正取引委員会が把握した事実以上の事実を提出することが要件になっています。また、カルテル事件と一言でいっても、事件単位で取り扱わないと間違いになる。例えば橋梁談合事件の場合は、国土交通省発注の工事と日本道路公団発注の工事とは別事件になるはずですが、その場合に、最初に来た人間がどの事件に対して減免の申立てをしたか特定せざるを得ないという話になります。

非常に微妙な事件になると、最後は、事実認定の問題として、裁判所で決着をつけざるを得ない事件も出てくるのかなという気がしています。そうすると、減免管理官が対応するのだと思いますが、その人の対応によっては、後々トラブルの原因になったり、国家賠償法の問題になりかねないところもある。その辺は是非上手に運用してほしいということが、2つ目の希望になります。

後藤会長 第1点は、パブコメに誠実に対応したということでお褒めをいただいたということだと思います。2番目の点について、何かお考えがあれば御説明いただきたいと思います。

徳力審査局企画室長 まず、先生が御指摘の后者の方、事件単位ごとにどう順位を確定するかということですが、おっしゃるとおり、事件単位ごとに順位が付けられますので、どういう事件単位で減免申請を考えるかは非常に重要な問題になってまいります。したがって、減免申請をいただいた段階で、できるだけ丁寧な市場画定の仕方をするなど、1つの事件としてどの範囲を考えるかというのは、十分検討した上で設定する必要が出てくる。御指摘のとおりだと思います。

また、立入検査後の場合に減免が認められる要件としまして、既に公取委が把握していた事実ではないものでなければならぬというのが、法律上の要件として定められております。既に把握したものでどうかについても、減免申請をいただいた段階で、減免管理官が現場の審査官とよく相談をした上で、既に把握しているものでどうかというのを確認させていただく。もし既に承知している事項であるということであれば、減免申請していただいた相手方に対して、「既にこれは承知している。このままでは減免は受けられない」と説明することになるだろうと考えております。

森本会員 犯則調査権限についてお尋ねします。課徴金制度と刑事罰の話が資料にありましたが、ある限度を超えるものについては刑事罰を科すことは、犯罪者を作るのが目的ではないですが、現在の経済社会では非常に重要だと思います。

犯則調査権限を導入し、そして犯則審査部というものを新たに設けられた改正法のもとで、これまでとどのように具体的に違った運用がなされるのか。14 ページで、告発問題協議会も従来と同様、円滑・適正を期するため開催するとあります。従来からどのように変わり、あるいは告発問題協議会は全く同じものなのかどうか、その辺の感触をお教えいただければと思います。

松山審査局長 まず、最後の告発問題協議会の運用が、従前に行っているものと、犯則審査部ができて犯則調査権限が導入されてからでは変わるかとお尋ねですが、具体的な運用については、今後、協議しながら詰めていきたいと思っております。大きな考え方として、告発を行うかどうか、それから告発を受けて検察庁のほうで捜査していくわけでありますが、その点について協議を行うことについて、基本的な構造は変わらないと考えております。

告発方針の問題も含めまして、犯則審査部ができていますので、当然、犯則事件として取り上げる段階で、公正取引委員会として告発相当であると考えた事案をそこで選定していくことになります。これまでは、行政調査で積み上げてきた事実の中において、告発相当であるということを考えていく話になります。それがある程度組織的に分かれていきますので、早い段階で判断をつけていくことになるだろうと思います。

審査局内における進め方は、現行の行政調査権限のみのスキームでいくのか、犯則調査権限を用いて調査を行うのか、早い段階で事案の見極めをつけて、告発相当事案とされたものについては、犯則審査部門で調査を進めていくということになるだろうと思っております。

森本会員 こちらの質問の仕方が悪かったのかもわかりません。相当の強制的な調査権限が犯則審査部に与えられるわけですから、検察との連携が以前よりも早くなるのかなと思ったりもしたのですが。そういうことではなく、これは全く公取委内部で粛々とこなされるものなのか。そういうことをお尋ねしたかったのです。協議会に個別問題について多少事前に相談するのか、そこら辺のことをお教えいただければと思います。

松山審査局長 告発問題協議会をどの段階で開くかということになるだろうかと思います。犯則事件として犯則調査部門で調査を行う事案につきましては、告発問題に関しての協議を行うのは、現状よりは当然早くなるのではないかと考えております。ただ、どの時点でどう開くかということは、具体的な事案によってということになるだろうと思います。

佐々木会員 課徴金減免制度について、これは、課徴金減免を申し入れる旨を書いたものである必要があって、社員からの内部告発のようなものとは違うということになるわけですか。

つまり、ファクスを送るということは、だれがそのファクスを送れる人なのか。

違反行為を知ってしまった社員が、「これはよくないのではないのか」と連絡をするということと、企業の責任ある人たちが、課徴金を減免していただくということで正式に会社として申し出ることとの違いが何なのか、明確に説明されたほうが運用しやすいのではないかと思った点が1点です。

それから、ファクスで受け付けるとのことですが、ファクス番号の明記とか、すごく具体的なことですが、ファクスと言われると、私などは届いたか届かないかがすごく不安なツールだと思っています。担当官のあて先などがきちっと広報されないと、概念は伝わるが、運用に問題が出てきたりするのではないかと。

ファクスであれば1か所でいいと思いますが、先ほど配布されたパンフレットにも、どこに送るのかということは一切書いてなかったと思います。内容の告知だけではなくて、実際に使っていただくことになると、ファクス番号、ファクスのタイトル、担当官のあて名、そういったことの告知が非常に重要なこととっております。この2点を教えてください。

徳力審査局企画室長 まず、第1点目でございます。個人の内部告発的なものかどうかということで申しますと、減免申請は、企業単位、事業者として行っていただくことを想定しております。課徴金は事業者にかかりますので、法律上の減免申請をする主体はだれかといえば、事業者ということになります。したがって、例えば従業員の個人の名前で減免申請をしていただくというのは、認められません。会社を代表する代表者名で、減免申請をしていただくことになろうかと思っております。

第2点目、ファクスの番号などですが、これは規則の中で具体的に番号が決まっております。おっしゃるとおり、これは本当に周知して使っていただかなければいけないものですから、ホームページあるいはその他の広報などで、できるだけ皆さんに知っていただくようにしたいと思っております。私どもが開催いたします説明会では、具体的にファクス番号を申し上げて、「ここに連絡ください。事前相談をできるだけしてください」と言うように努めております。その番号についても、周知していけるようにしたいと思っております。

伊東経済取引局長 1点だけ補足をさせていただきます。このリーフレットの中にも、番号を掲載させていただいております。開いていただきまして中ほどの右側に、課徴金減免制度の導入というところがございます。この手続の流れのところ、ファクス番号を掲載しております。こういう形で、周知に努めているところでございます。

後藤会長 今回の2点とも大事なポイントだと思いますが、それでよろしいですか。

佐々木会員 はい。

後藤会長 様式の1号、2号というのは、もう完成しているものなのですか。

徳力審査局企画室長 これも規則と併せて作りまして、完成しております。ホームページなどで、御覧いただけるようになっております。

後藤会長 入手するのも、ホームページからダウンロードして書き込めばいいわけですか。
徳力審査局企画室長 ダウンロードは可能なはずだと思います。

フクシマ会員 課徴金減免制度について、3つほど教えていただきたいと思います。

第1点は、私の理解では、これを日本で導入した理由の1つとして、アメリカあるいはEUでこの制度が導入されて、成果があったためと聞いています。アメリカあるいはEUの制度と比べて、どういう点で日本の制度が違うのかということを知りたいと思います。

第2点は、先ほどパブリックコメントのお話がありました。私も、今回の独禁法改正に関して、パブリックコメントの仕組みはいい結果が出たと聞いています。パブリックコメントの結果、特に課徴金減免制度について、どういう点で原案から変わったかを教えていただきたいと思います。

第3点は、難しいと思いますが、どのくらいこの制度が使われると予測されていますか。人員や資源のことを考えて、あまり使われないと予測されているのか。あるいは、次から次へとファクスが入ってきて忙しくなるとお考えなのか。あるいは、1年目はあまり使われませんが、だんだん頻度が高まるのか。どう予測されているかということを知りたいと思います。

徳力審査局企画室長 御指摘の第2点、第3点から先にお答えさせていただきます。原案と最も違うところはどこかということですが、口頭申請を一部認めることとしたということが、一番大きな点でございます。

3番目の御質問、どの程度利用されるものと予測するかということですが、予測の話なのでなかなか難しいですが、説明会などで歩いておりまして私の個人的な感じで申し上げさせていただきますと、関心は非常に強いということです。利用したいという意向を、何か所かで聞いております。

特に弁護士の先生方については、実際に利用したいというお話で相談を受けたこともございますので、比較的に利用されるのではないかと考えています。ある弁護士の先生に言わせると、1月4日の施行日の朝に、減免申請が殺到するのではないか、ファクシミリがパンクするのではないのでしょうかという心配もいただいているほどです。そこまで利用されるかどうかは分かりませんが、かなりの程度ニーズはあるのではないかと考えています。また、使っていただけるように、説明会などで周知をさせていただこうと考えております。

第1点目ですが、外国の制度と比べてどういったところに特色があるかということでございます。制度を作る際には当然、外国の制度もよく調べましたし、国際的な整合性なり、国際的な傾向に合わせることを念頭につけております。基本的に外国のものとそんなに違うところはないかと思いますが、例えば、3番目まで減免申請が認められる、この辺はアメリカなどとは違う仕組みかと思っております。

後藤会長 パブリックコメントにどのようなものがある、というふうに対応したかというものが2番目の御質問だったと思いますが、それはいかがですか。

徳力審査局企画室長 減免関係以外でも、いろいろなところからパブリックコメントとして意見を頂戴しております。例えば事前手続として、今後は、行政処分をする前に名宛人となる企業に対して公正取引委員会が認定した事実を説明する、事前説明を行うことにしております。これについて、原案は、必要に応じて説明するという形になっておったわけですが、それでは公正取引委員会がどういう場合に説明してくれるのかわからないという意見が寄せられました。これを踏まえて、名宛人となる人から事前説明してほしいという申し出があれば、必ず説明を行うということにいたしました。

また、我々、事件調査のために提出命令をかけるわけですが、その提出命令で提出した物件について、閲覧、謄写をさせるべきというような意見もパブリックコメントで寄せられました。これにつきましても、そういった点を踏まえまして、原則として提出命令で提出していただいた物件のコピーができる。ただし、例外的に、審査活動に著しい支障を生ずるという場合にはコピーできない場合がありますということとした。原則としてコピーなども認めるということで、パブリックコメントを踏まえて原案を修正したというところがございます。

それ以外にも修正点はたくさんあるのですが、主要なポイントとしてはこのようなものと思います。

後藤会長 パブリックコメントについては、主要なものと、それに対して公取委がどう考えるか、あるいはどう対応したかについてまとめたものは、公取委のホームページ等には公開されていないのでしょうか。

徳力審査局企画室長 本日、資料として配布しておりませんが、10月6日に関連する規則の新聞発表を行っております。その際に、原案に対してどういう意見を頂いたのか、それに対してどういう対応をしたのか、修正をした、あるいは公正取引委員会としてこういう考え方をしたというのを表にいたしまして、それを併せて発表しております。それは、ホームページなどで御覧いただくことが可能となっております。かなり膨大なものになっていまして、25～26ページになりますが、いただいた意見、それに対する考え方という対照表を公表しております。

後藤会長 後で教えていただければと思います。

古城会員 2つ伺いたい。1つは、犯則調査手続は犯則調査部門を設置して対応するということですが、今は、告発案件になっているのは年に1件くらいですよね。告発になるものを絞りますと、年1件くらいが犯則調査手続になるのか、それとももう少し広く網を打って犯則調査手続を御活用になるのか。つまり、3件くらいは犯則調査手続を行って、結果として、1件くらいが告発に結びつくというイメージなのでしょうか。それとも、慎重に手続をやるから1件か1.5件くらいが

調査手続になるというイメージでお考えになっているのでしょうか。これが第 1 点です。

第 2 点は、私は公正取引委員会と意見が違いますが、審判手続の実質事後手続化をやると、少し問題が出るのではないかと私は思っています。

例えば、マイクロソフトが問題になったように、OS と他のアプリケーションソフトをパッケージで販売する場合、マイクロソフトは、事業上非常に効率的で、消費者も喜ぶし、ソフトも使いやすくなるんだということを言う。規制当局は、これは競争者排除のためのパッケージだと。こういう話になって意見が分かれます。従来だと、アメリカでは裁判所でそれが議論されて、その間、マイクロソフトはパッケージ販売を続けているということになります。

今度の公取委の手続ですと、公正取引委員会が「やめる」と言って、マイクロソフトはいったんやめる。その後、公取委が審判手続を経てマイクロソフトの主張が正しかったとなると、今度は「やっていいですよ」と。こういう手続になりそうですが、そういうふうに変えられるのか。それとも執行停止などを認めて、決着がついてから、やめるということにするのか。どういうイメージなのかということですか。

もう 1 つは、例えばマイクロソフトが日本やアメリカ、いろいろなところで問題になって、アメリカはそういう手続をしていて、日本だけが「やめる」と言ってやめさせられているということになると、日本の手続は雑ではないかという批判が出てくる危険があると思います。この辺は、どのようにお考えになっているのでしょうか。

松山審査局長 まず、1 点目の告発の件数の関係でございます。もちろん具体的に相当する事案が発生するかどうかに係るので、あまり予測的なことを言うのはいかがかという感じもするわけでありまして。当然、犯則調査の組織も設けて体制を組むことになりますから、少なくとも今まで年 1 件というか 2 年に 1 件くらいの告発件数だったものよりは、多く取り組んでいきたいと。組織もそれなりのものを設けることにしておりますので、積極的に取り組んでいくという方針で臨みたいと考えております。件数が何件かというのはなかなか申し上げにくいと思いますが、それに相当する事案があれば、年に 2 件でも、3 件でもチャレンジしていくことになろうと思っております。

それから、執行停止の関係についてですが、いわゆる違反行為があって公正取引委員会が排除措置命令を出す。それは、審判手続を経る前で有効な効力を持つわけでありまして。審判請求があった場合に、職権でもって執行停止ができる規定と、供託でもって裁判所が執行停止する規定と両方あるわけです。どういうものについて、それをどう適用していくのかということについてですが、古城先生の御指摘の点は、いわゆる企業サイドなりビジネスとしての主張の部分と、競争当

局の観点から望ましくない点と、考え方が分かれる場合についてだろうと思います。それについては、カルテル的なもの、談合なり、そういったものについて当然やっていくべき措置の内容、事実の有無について争いとなる事案と、私的独占なり不公正取引の点も含めてそうですが、ルール・オブ・リーズン(Rule of Reason)で考えていくような事案についてはまた考え方が変わってくることもありうると思います。

そこにおいて必要性があれば、当然、職権でもって停止することもあり得るということになると思います。例えば排除措置命令を出し、実行していただくことによって、ビジネスとして損害回復不可能なものが生じるのであれば、決着がつくまでは執行停止をするという選択を、公正取引委員会自ら職権で行うこともありうるだろうと思います。その辺は、ケースバイケースで判断していくことになると思っております。

後藤会長 ほかには何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題へ移らせていただきます。2 番目の議題は、公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書であります。これにつきましては、大西経済取引局総務課長から御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

大西総務課長 経済取引局総務課長をしております大西でございます。お手元に、独禁懇172 - 2 という資料があるかと思っております。その資料に基づいて、御説明させていただきます。

1 枚紙で、「公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(概要)」というものがございまして、それに続きまして、「調査結果と考え方のポイント」というものが3 枚程度の紙がございまして、これに基づきまして、御説明させていただきます。

公正取引委員会といたしましては、公共調達の入札談合防止について従来から取り組んできたわけでございます。地方公共団体を中心として、これまでも実態を把握するという観点からアンケート調査を行ってきております。

しかしながら、従来と違いまして、力点を置く箇所を少し変えて調査を行ったのが、今回の調査でございます。従来は、入札談合の仕組みと申しますか、一般競争入札あるいは指名競争入札等の制度的な点に重点を置いて調査してきたわけですが、今回は、発注者側のコンプライアンスの問題そのものに重点を置きまして、アンケート調査を行っております。

もう1つ、従来の調査と異なる点といたしましては、従来は、地方公共団体のみを対象として行ってきたわけですが、今回は、地方公共団体に加えまして、公団、事業団、独立行政法人等を含めた形で、政府出資法人という法人形態のものも対象として調査を行ったものです。

御承知のとおり、こういう調査を行った背景といたしましては、ペーパーの趣旨・目的にも記載させていただいておりますが、平成 15 年 1 月に、いわゆる官製談合防止法、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が施行されております。既にその法律に基づいて、現時点では 3 例、事例が生じております。

この調査を行った時点では、17 年 7 月 1 日時点での調査ですので 2 例でしたが、既にそういう事例が生じているということ踏まえまして、発注機関側で自分自身のコンプライアンスの問題として、どのような取組が行われているかということ調査したものでございます。

1 枚めくっていただきますと、その調査結果のポイントがございまして、1 番目といたしまして、「独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の周知・研修について」ということを聞いております。

中身に入ります前に、下のほうに小さな活字で注として「調査対象」と書いております。地方公共団体につきましては規模がかなり違いますので、分けて分析しております。1 つは、都道府県及び政令指定都市すべての団体ですが、61 団体。いわゆる中核都市と 30 万以上の都市ということで、これも 61 団体。それ以外に、抽出した形になりますが人口 5 万以上の市区ということで、3 つに分けて状況を分析しております。

最初に戻っていただきまして、周知・研修ですが、入札談合防止目的の研修をどの程度やっているかを調べました。政府出資法人では、12.6%ということで 1 割程度しか研修をやっていないということでした。地方公共団体におきましては、県レベルでは 4 分の 3 (75%) 程度実施してはいたしましたが、その他の市区では割合的には実施していない方が多いという状況でした。したがって、研修はそれほど難しい行為でもないですが、こういうものについても必ずしも十分な実施がなされている状況ではなかったということです。

入札談合等関与行為の具体的な内容について、どのような周知自体をやっているかということについても聞いておりますが、ほぼ同じような結果です。周知という、比較的やりやすい単純な行為につきましても、政府出資法人では半数近くなされていない。その他の市町村では、規模の大きいところはそれなりになされておりますが、半数近くがなされていないという状況でした。

研修の頻度についても聞いておりますが、「年 1 回」あるいは「不定期」に行うといったものが大半であったという状況です。

公正取引委員会の考え方を右の欄に囲んでおります。基本的には、もっと研修に努めてほしいということでございます。ただ、小規模な団体・法人には、研修をやるには限界があると思います。公正取引委員会として、現在も講師の派遣等に努めているところですが、県あるいは所管官庁が、こういうことについてできるだけ援助していただくのが適切ではないかと考えております。

次の2つ目ですが、「入札談合等関与行為の防止策について」ということで、どのような防止策がとられているかアンケート調査を行っております。

いろいろな名称がございますが、いわゆるコンプライアンス・マニュアルといわれるものをどの程度作成しているかを聞いたところ、政府出資法人では4分の3程度つくっているという状況でした。地方公共団体では、大きな県・政令指定都市においても、半分程度にとどまっているという状況でした。また、策定されているものについては、入札談合等関与行為そのものについて明記しているものは少なく、一般的なコンプライアンス・マニュアルの策定が多かったわけがございます。

次のマルでございますが、事業者・OB等から働きかけがあった場合に、文書による報告の義務付けをしているところもありましたので、こういう取組をどの程度やっているかを調査いたしました。これについて取組をしているところは、地方公共団体では県レベルでも3割程度、政府出資法人では1割程度ということで、かなり少ない状況でした。

それを受けた考え方としましては、個人任せにせずに、組織として、事業者・OBからの働きかけについて対応することが重要だと。したがって、どのような対応を行うかを文書化していくことが重要ではないかと指摘させていただいております。

次に、2ページ目、3番目の「入札談合に関する情報への対応について」です。談合情報が寄せられた場合に調査する組織は、通常、公正入札調査委員会と称しているところが多いです。こういう調査委員会を設置しているかどうかを聞いたところ、地方公共団体では8割程度でしたが、政府出資法人では半数程度にとどまっているような状況でした。

同じく、談合情報が寄せられた場合の対応要領を作成しているかということにつきましても、地方公共団体では9割程度でほとんどのところで作られておりましたが、政府出資法人では3割程度にとどまるということです。この点につきましては、政府出資法人の対応が遅れているという状況が明らかになっております。

具体的にどのようなことをやるのかにつきましては、「入札参加業者から事情聴取を行う」、「誓約書を出させる」、「積算内訳を出させる」という対応を行っているところが大半でございました。

4点目の「入札情報の管理について」です。入札情報の管理につきましては、まず、指名業者と予定価格について聞いております。指名業者については、地方公共団体ではほとんどが公表しております。入札前、入札後で比べますと、入札後のほうがやや多いという状況でした。政府出資法人については、非公表が4割近くに上るということで、非公表にしているところがかかなり多い状況でした。公表時期につきましては、入札後と入札前を比べますと、入札前がやや多いという

状況でした。

同じく、予定価格についても聞いております。これも、地方公共団体ではほとんどが公表しております。100%に近いところでございます。公表時期は、入札前が75%ということで、ほとんどが入札前に行っているということです。政府出資法人では、指名業者とほぼ同じですが、4割程度は非公表という扱いをしておりました。公表時期については、公表しているところの公表時期は大半が入札後でした。

もう1点、入札に係る秘密情報の管理規定を策定しているかどうかを聞いております。これは、政府出資法人では8割以上で策定されていない状況でした。地方公共団体については2割程度、小さな規模ではほとんど策定されていないということです。秘密情報の管理規定は、意外に各団体、法人を通じて制定されていないという状況にあることが把握できた状況になっております。

こういうものについては、組織的にきちとした対応を行うことが極めて重要だと思しますので、その改善が必要だということを指摘させていただいております。

次のページでございます。これはコンプライアンスそのものの問題ではございませんが、指名停止等についても状況について調査しております。指名停止としては、地方公共団体ではほとんどが設定しておりますが、政府出資法人では7割程度の設定という状況でした。

指名停止につきましては、指名停止の期間をどれぐらいにするかということと、どの時期に指名停止を実施するかということが問題になります。指名停止期間につきましては、政府出資法人では、ほとんどが中央公契連という、中央官庁が集まって作成したモデルに準拠していただいたという状況です。地方公共団体では、中公連に準拠しているところと、これより長い、むしろこれより厳しくしているというところがかかりの数でした。

指名停止の実施時期につきましては、中央公契連の要領に準拠して、公取委の排除勧告に事業者が応諾したときとするところが大半ですが、排除勧告のときということで、モデルよりは早い時期に行っているところも2~3割あるという状況でした。

最後のマルですが、立入検査を受けたとの報道があった時点で指名から除外する等のいわゆる指名回避等の措置は、政府出資法人では半数近く講じられておりました。地方公共団体につきましても、都道府県レベルでは指名回避は約1割程度ですが、それ以外では半数程度が講じているという状況でした。

このような状況を受けまして、まず指名回避につきましては、立入検査のマスコミ報道の時点で指名から除外する等の措置は、事業者に対して不当に不利益な取扱いをするものですから、従来から申し上げておりますが、基本的には是正が必

要ではないか、改善が必要ではないかという考え方を示しております。

指名停止措置に関して、平成 18 年 1 月に改正独占禁止法が施行されまして、従来の勧告制度が廃止されて排除措置命令制度に移行します。これに伴って、公正取引委員会としては、原則、排除措置命令のときに指名停止措置を行うのが望ましいのではないかとこのアンケートのまとめの中で明らかにしております。

以上、簡単でございますが、私の方から内容について御説明させていただきました。

後藤会長 どうもありがとうございました。ただいまの入札談合防止のための実態調査につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。

翁会員 幾つか、感想と質問をさせていただきます。こういったアンケートは、地方公共団体や政府出資法人の意識を高める上でも非常に重要だと思います。定期的にこれからもやっていって、全体的にコンプライアンスに対する意識を高めていくことが非常に重要ではないかと思えます。こういったアンケートを今後どのように運用、活用していこうと考えておられるかというのが1つです。

それから質問ですが、政府出資法人の210というのは、独立行政法人がほとんど含まれていると考えてよろしいですか。そのほかに、幾つか事業団とか、そういったものがあるということでしょうか。その辺の具体的なイメージ、独立行政法人はほとんどカバーされているのかどうなのかを教えていただきたいというのが、2つ目の質問です。

3つ目です。2番の「入札談合等関与行為の防止策について」ということで、事業者・OB等からの働きかけがあった場合に、文書による報告の義務付けをするというのは非常に重要だと思うのですが、これは「等」というところに政治家も入るのでしょうか。政治家の関与というのは重要なのではないかと思うのですが、具体的に明記したほうがいいのではないかとこのことです。

最後ですが、私は特殊法人改革の仕事をしていて、入札談合も含めて非常に不透明な随意契約が多く、そもそも競争入札という制度に対して意識が非常に低いという感じを受けています。競争入札の方に全体として促していくような方向を、こういったアンケートを通じて公正取引委員会の方からも、透明に公開していくという動きも含めて、是非これからも力を発揮していただきたいという印象を持っております。以上です。

大西総務課長 まず1点目、アンケート調査の運用・活用ということでございます。公正取引委員会として、このようなアンケート調査は、これで既に4回目ぐらいになります。その前にも少しやったことがあるかもしれませんが、ここ最近は例年やっております。このアンケート調査を踏まえまして、今回は、大規模な政府出資法人につきましては、一般的な要請ではありますが、こういう調査結果を踏まえ

て、コンプライアンスの向上に努めていただきたいという改善要請のような文書を、これから送らせていただくことを検討しているところでございます。

2 つ目の対象法人の範囲ですが、独立行政法人でも為替談合防止法の適用対象は、政府出資が2分の1以上と決められております。ここで調査いたしましたのも、2分の1以上の出資をしている独立行政法人になります。公団・事業団の場合は、大半が2分の1以上の出資になりますけれども、そういう形で区切らせていただいております。2分の1以上の政府出資をしている団体は227 ございますが、このうち一部、清算中のもの等がございましたので、それを除いた全数についてアンケート調査を行っているものです。

関与行為防止策の「事業者・OB等」の話ですが、アンケート調査では、「等」について何か明記したわけではなくて「事業者・OB等」そのままの形で、「等」について何か注釈をつけておりません。したがって、アンケート調査の答えとしても、まさに「等」ということで一般的に広く考えてくださいということで、こちらの方から特に何か注釈をつけたものではない、調査結果としてはそういうものではないということでございます。

いずれにいたしましても、外部の者から圧力めいたものといえますか、そういう要請があったときにどういう対応をするかということ、組織的に文書化するなり、報告義務を付けるなりしているかどうかということに着眼して、調査させていただいたということでございます。

特殊法人の関係ですが、先ほど申し上げましたように、アンケート調査した結果をできるだけいかしていきたい。必要に応じて、一般的な改善要請みたいなことをお願いすることも考えていきたいと思っております。

森本会員 このようなアンケート調査をなさり、それを日常的な業務にいかすのは大変なことだと思いますが、相手のあることですから、相手の意識を高め、現実にいるとお考えいただく必要があると思います。翁会員の御質問に私もつけ加えて、これをどうアンケート対象者に知らすのか。もう少ししたら改善要請を出したいということですが、10月付の報告書については、特にアンケート先に積極的に知らせていないのか。

それから、こういう調査は回答することによって相手方の意識の向上にもつながるのですが、市町村のように大きな組織だったら、どこに出すのかということです。例えば、トップクラスの人でもアンケート調査の来たことが分かっているのかどうなのか。調査対象が市町村とか何かは分かるのですが、具体的にどこ宛に出され、どういう形で回答を求められたのか、そこら辺のこともお教えいただけたらと思います。

最後は、コンプライアンス・マニュアルは民間企業では非常に意識的につくっておられますが、このアンケート調査結果では、服務規律かコンプライアンス・

マニュアルをつくっているかといわれると、100%でないのが不思議なくらいになります。もう少しこれに特化したアンケートをされた方が、よりよかったかなという気がいたします。

冒頭に要領よくおまとめいただいたのですが、本報告の 25 ページ以下、とりわけ 30 ページの 5 の「公正取引委員会としての今後の対応」のところ、アンケート先との円滑なコミュニケーションを図るためにとされていることとの関連で、前段の質問内容についてお答えいただければと思います。

大西総務課長 アンケート調査報告書につきましては、これ以外に、もう少し細かい分析といたしますか統計的なデータを付け加えて、サンプル的に、比較的積極的にコンプライアンス・マニュアルをつくっておられる事例を付け加えたものを、既にホームページでは公開しておりますが、冊子化しようということで製本作業しております。製本化ができましたら、協力していただいた地方公共団体・政府出資法人すべてに送付させていただきたいと考えております。

我々と政府出資法人等との関係でございますが、このアンケート調査の結果も出てまいりましたので、この後、政府出資法人の大規模なところに集まっていたいて、集散的に官製談合防止法あるいはアンケート調査結果について研修を行うことを考えております。レベルとしては実際の担当者で、ハイレベルの方にはならないと思いますが、そういうことを今後やっていく予定にしております。

実際のアンケート調査については担当者レベルで行っており、受けた地方公共団体や政府出資法人でどこまで幹部まで上がっているかについては、我々の方で十分に把握できていない状況でございます。いずれにいたしましても、これだけで終わらせるのではなくて、実は各省庁との間でも、従来からですが、連絡担当官会議を設けております。これは、各省庁の会計課長が連絡担当官ということで担当になっていただいております。各省庁にも集まっていたいて、アンケート調査の結果等について我々の方から報告させていただくことも、併せて考えております。

村上会員 私はこの報告書を読んで、むしろ指名業者名の事前公表と予定価格の事前公表を避けるべきだという意見に大きな誤解があるのではないかという気がしております。私は、地方自治体の入札制度等監視委員会の委員をやっており、この席では地方自治体の関係者の方がいないので、少し長くなるかと思いますが実態を説明させてもらいたいと思います。

現在、入札制度改革は、先進的な地方自治体では、パッケージで談合をできなくするような入札制度をつくるという形で改革が進んでおります。それらの自治体では結構、実績を上げております。例えば、制度改革をやった自治体では、平均落札率がそれまで 97%程度だったのが、80%台、大体 85%まで下がるぐらいの成果を上げています。

そういう制度改革をやったような自治体では、個別工事でみても、予定価格の関係では30%低いような低価格の入札もしばしば出てきています。むしろ、その低価格で十分な工事ができるかどうかを調査する低価格調査に、かなり人手がとられているというのが実態になっています。

地方自治体の入札制度改革は、基本的にパッケージで行われています。入札制度改革の中核は、条件付き一般競争入札を導入して、金額の大きなものについてはできるだけ条件を付けて、だれかというのではなくて、一定の資格を持った業者が自由に入札に参加できるという、そういう形の一般競争入札を拡大している。

もう1つは、指名競争入札の場合には、指名業者数の増加を図るというので、今までは平均値で大体5社ぐらいしか1つの工事で入札を指名しなかったのを、これを10社から15社程度を一定の工事について指名するようにする。そうすると、談合は実際問題かなり難しくなります。そういう形で入札制度改革が行われています。

そのときのパッケージに、条件付き一般競争入札を拡大し指名業者数を増やすのと同時に、大部分の自治体では、予定価格と指名業者名の事前公表というのを入れています。今聞くとこの評価は、それは入札制度改革を促進するのであって、決して談合を促進することにはならないというのが一般的な受取方だと思います。

予定価格というのは、一般競争入札と指名競争入札の両方に関係する事項ですが、基本的には個別工事において、談合が行われなくて、たたき合いが行われている場合には、予定価格が公表されていても全く関係がない。予定価格で高止まりになるというのは、むしろ談合がある結果としてそうなるのであって、予定価格の公表自体は何ら弊害を生じないという見方になっていると思います。

指名競争業者名の公表も、これは指名競争入札にかかわる事項ですが、談合が行われる場合には、指名業者を公表しようとしまいと、指名した時点で、指名された業者は業界団体の事務所に集まるとか、そういうルールでやりますから、公表するかしないかというのは、ある意味では談合促進には関係がない。指名業者名を隠しても、談合を防ぐ効果はないという受取方がされていると思います。

実際の落札率も、全国調査をしてもらえとはっきりするだろうと思います。全国自治体の平均落札率を比べると、予定価格を公表して、指名業者名を公表している自治体のほうが、入札制度改革をやった自治体ということになりますが、今まで入札改革を実施していないで、予定価格も公表していないし、指名業者名も明らかにしていない自治体と比べた場合には、公表している自治体のほうが、はるかに平均落札率が低くなっているのが実態だろうと思います。

あまりここを強調して事前公表がいけないということになると、公正取引委員会としては、入札制度改革に反対しているのではないかと受け取られるのは決し

ていいことではないはずですが。予定価格や指名業者の事前公表については、入札制度全体の中で、影響や効果を分析し、検討していくという程度の言い方なら問題は無いと思います。しかし、このように、事前公表をすると談合を促進するという書き回しは、実態に合致していないのではないかというのが、私が実際に見ているときの感想になります。

もう1つは、研修のところですが。組織的に調査する体制を整備したというのは結構な話で、それは促進すべきだろうと思います。ただ、それを整備したからといって、事態が大きく改善するわけではないということは、十分に認識しておいていただいたほうが良いと思います。何よりも公正取引委員会の審査局の職員ならよく分かるように、例えば立入検査へ入って、留置した文書をもって取り調べを行ったとしても、その審査官にとっては、談合を認める供述をとるとするのは極めて難しい作業というのが実態です。

ましてや通常の地方自治体の職員は、普通の業務をやっている行政官です。いくら匿名で詳細な個別行為の談合情報が寄せられたとしても、それに基づいて、相手方の事業者に談合を認めさせるということは、ほとんど不可能に近いというのが実態であります。ここに書いてあるような誓約書を出させるということは、ほとんど無意味です。事情聴取をしても、単純に談合をしていないと否定されて、それで終わりの形になる。

また、積算の数値を全部取り上げて、同一金額が幾つもの項目であるということとで問い詰めたとしても、「たまたまそうなったのでしょ」と言われれば、それ以上の追及ができないで終わっているのが実態なわけですが。それがさらに入札制度等監視委員会に上げられてきたからといって、どうこうできるという話にもなかなかならない。研修は結構ですが、それが物事を抜本的に解決するような話には決してならない。

そういう意味では、談合の立証というのは、公正取引委員会や警察、検察のような強制調査権限を持つ部門しか行えない。そのことは、認識しておいたほうが良いかと思えます。

後藤会長 どうもありがとうございました。大変重要な点を御指摘いただいたと思います。今回は、アンケート結果の御紹介ということなので、今の御指摘の点を含めて、公共調達における入札談合防止問題については、もう一回、次回にでも詳しくやる方がよいのかもしれませんが、お答えできる範囲で今の点について御回答いただきたいと思えます。

大西総務課長 大きく2点、お話があったと思いますが、2点目から先に答えさせていただきます。研修しても、抜本的によくなるということはないのではないかというのは、御指摘のとおりではないかと思っております。

舌足らずだったのですが、全体をまとめた本体を見ていただきますと、本体の

調査報告書の 29 ページ A の違反行為等への対応措置の適正化ということで（1）談合情報への対応体制の強化ということを書いております。我々も、基本的には地方公共団体にも努力はしていただきたいと考えているわけですが、対応体制の強化の一番最初に書いておりますが、「談合情報が寄せられた場合には、公正取引委員会や警察当局へ通報することが基本となると考えられる。他方、発注機関に寄せられる談合情報は多種多様なものがあると考えられ、これらに的確に対応するためには、発注機関自身も独自の調査又は監視を行うことが望まれる」ということです。

限界があるということの上で、基本は、公正取引委員会や警察当局へ通報していただくということではないかと考えております。その部分については、御指摘のあったお考えとそれほど大きな差はないのではないかと考えております。

1 点目ですが、予定価格等の事前公表については、パッケージ化したときに入札改革として役に立っているのではないかと御指摘でしたが、その点につきましては、28 ページの（3）予定価格の公表というところがございます。その後段に、予定価格を入札前に公表することについての是非が書いてあります。

基本的に、談合に巻き込まれるおそれがあるという問題点を解決する観点からは、入札前に事前に公表することについて一定の効果があるということは指摘しつつも、我々の今の考え方としては、いろいろな問題点を併せて考えると入札後に行うのが適当ではないか。仮に、入札前に予定価格を公表する必要がある場合には、監視についてかなり注意を払っていただく必要があるのではないか。こういう考え方を表明させていただいております。

したがって、基本的な考え方としましては、入札前の公表はできるだけ避けるべきではないかということですが、今御指摘いただいたような問題点もあることを勘案した形で、表現をさせていただいているつもりではございます。

平田会員 村上先生から、指名競争入札の場合に、業者を事前公表するかしないかというのは、談合がなされるかどうかと関係ないという御説明がありましたが、事前に公表すれば、談合しやすくなると思うのが自然だと思います。したがって、事前公表をしないように督促するということは、やはり意味があるように私は思うのですが。

村上会員 私のポイントは、予定価格の公表や指名業者の公表というのは、基本的には、談合抑止になるかならないかにあまり関係ないことだということにあります。

指名競争入札を維持したいという場合に、ポイントは、指名業者を何社にするかが大きい話であって、今までのように 5 社ぐらいの指名業者しかないということになると、談合はおのずからやりやすい。最近の改革では、10 社から 15 社程度は指名するようにしている。そちらの方が談合はしにくくなるというのが、実態かと思えます。

もう1つは、その地域一帯の談合ルールが成立している時の場合には、公表しようとしまいとあまり関係ないというのはおかしいですが、例えば5社が指名された瞬間に、各々指名された者が直ちに委員会なり会議室に集まれというルールになっています。公表されようとしまいと、確実に全社がそこへ行って談合をやるとというのが実態であります。

指名業者の名前が出ている、出ていないというのは、実際には談合を促進することにはあまり関係がない。指名競争入札制のもとで競争を促進するならば、指名業者数を増やす方の改革が主たる道であって、業者を事前公表している、していないというのは、あまり影響のない要因ではないかというのが実感であります。

松山審査局長 指名業者の公表、あるいは予定価格の公表がある場合であっても、ない場合であっても、談合は起こり得るだろうと考えております。入札制度改革で一般競争入札に変えていくという方向が、根本的な対応策になるだろうというのは、村上先生の御指摘のとおりだと思います。

しかしながら、現実には審査をしている現場の感覚からいいますと、指名業者が公表されていなければどこかで集まるとか、幹事役に連絡をすとか、そういうルールを更に1個作る必要が生じます。しかし、これが事前に公表されていれば、公表された者のみで話をすればいい。第三者が入っているかどうかまでを確認する必要はなくなるわけですから、これは明らかに談合がやりやすくなります。また、談合を実施した場合の証拠が残るかどうかということからも、公表がされていないケースと、公表がされているケースとを考えれば、公表されているケースのほうが一般的には談合もやりやすいし、証拠の痕跡という面からいっても、それが残りにくくなってしまっただけで我々が摘発しにくくなるという側面があります。

予定価格につきましても事前公表されていますと、談合が成立していれば99%なり100%に近いところで受注が可能なのわけですが、ところが、談合が成立しているケースのときに予定価格が分からない状況であれば、ボーリングという形で官庁などに価格を聞きに行くという行為が行われることが現実的に数多くあります。それが、また官製談合の原因になるという側面もあります。いろいろな面で、予定価格の事前公表も、違反事件の審査の現場からいうと、証拠を残す要因に影響してくるわけです。

したがって、談合をやりやすくするかどうか、証拠が残るかどうかという問題も含めて、ここに書いてあるような観点で公表は事後が望ましいというのが、我々現場の感覚であります。

村上会員 議論で分かれることは意味がないと思いますが、大事なことは、地方自治体で談合に対して、談合があることを前提としてそれを考えるのか、談合をなくすように、談合ができなくするような入札制度をつくるべきかという話です。おっしゃるとおり、談合があるということを前提にすれば、予定価格があれば、そこに

ピタッと張りつくという話になると思います。

談合ができなくなるような指名競争入札が多くなり談合ができなくなった場合には、本気で工事を取りにいった人間は、予定価格がどこであろうと、一番低い価格を入れないと工事は取れませんから、当然たたき合いになります。予定価格が幾らであるかが分かったからといって、価格を下げないわけではない。その結果、低価格入札なりダンピング入札なりがいわれているように、現実に30%、40%予定価格を下回るような入札が、そういう制度をとられている自治体では行われている。

指名業者の数につきましても、談合する場合には、何社かが集まって連絡を取り合って、指名業者間で話をしなければならないということは間違いない。チャンピオンを決めなければなりません。それは、指名業者名を事前に明らかにしてあると、なかろうとそれほど変わりはない。

むしろポイントは、指名競争入札の場合には、指名業者数が5社ぐらいなのか、10社、20社ぐらいまで指名するのか。その方が、談合ができないような入札制度をつくるという意味では意義があることだろうと思っています。

後藤会長 ほかにも御意見はございませんか。この入札談合につきましても、まだ議論し足りないところがあると思いますので、できれば次回にでも論点をまとめて資料等を出していただいて、少し集中的に議論してはいかがかと思います。

今日はもう1つ議題がありますので、3番目の議題へ移らせていただきます。3つ目の議題は、広告業界の取引実態に関する調査報告書ということでございます。片桐取引部取引調査室長から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

片桐取引調査室長 取引調査室長の片桐でございます。それでは、お手元の資料の独禁懇172-3という資料に沿いまして、説明をさせていただきます。

今回の広告業界の調査報告書のポイントは、資料の1ページ目に書いてございますが、広告業界の構造ということで、有力な広告会社に取引が集中している状況が長年続いているという構造と、そういった中で、どういった取引慣行が行われているのかということです。新規の広告会社の新規参入が非常に困難であるという状況の実態を明らかにしたことが、今回の調査の最大のポイントであるというふうに我々は考えているところでございます。

中身について簡単に説明に入りたいと思います。ページをおめくりいただきまして、2ページ目、広告業界の構造でございます。ここで重要なのは、(2)の広告取引の流れということで、我が国では、広告会社がもらう報酬は、媒体社が広告会社に報酬を支払うコミッション方式が中心だということです。

コミッション方式の特徴ですが、1つは、報酬率が媒体枠料金、広告主が広告会社に払う広告料金に何%掛けということで決められるということ。それから、

広告会社への報酬を媒体社が支払うということでございます。

次に、3 ページ目に参りまして、市場構造です。有力な広告会社取引が集中している状況ですが、総広告費で見ますと、半分近くを上位3社で占めているということです。ポイントは、テレビが非常に高くなっていることで、65%超ということです。

もう1つのポイントは、上位3社の合計シェアです。下の方の折れ線グラフに掲げてございますが、増加傾向にあるということです。

こういう市場構造の中で、どういった取引慣行が行われているのかということですが、4 ページにさせていただきます。一言で申しますと、広告取引全般にわたって、情報開示が非常に少ない、不透明な状況がみられるということです。

まず、テレビの世界から入ってまいりたいと思います。テレビCMは、番組CMとスポットCMと2つございます。番組CMは、テレビ番組を提供しているスポンサーのCMです。番組CM取引の状況ですが、新規参入が非常に困難な状況にあるということです。番組CMは4月と10月、年2回の改変期がございます。そこで続く広告主もあれば、入れ替わるということで、入れ替わる場合は新しい広告主を決めるという作業が行われるわけです。

新規参入の広告会社にとりましては、広告主が入れ替わるCM枠がどこかという情報に接することが非常に重要になってくるわけです。そこへのアクセスがなかなか困難だということで、緑の枠で囲ってあります ~ という状況があるために、参入が非常に困難になっているということです。

まず初めに、有力な広告会社がCM枠の大部分を確保しているということで、広告主が入れ替わるCMの情報が、有力な広告会社に集中してしまっているという状況にある。2番目として、既存の広告主、今いる広告主が優先される原則があるため、広告主が入れ替わる枠が一部に限定されてしまうということがあります。

広告主が入れ替わる情報については、テレビ局は広告会社を通じて得るわけですが、得た情報をテレビ局が開示する程度が少ない。こういったことで、広告会社が新規参入を図ろうとするときに、情報に接する可能性が限定されておりまして、参入が非常に困難な状況になっているということです。

5 ページに参りまして、番組CM以外のスポットCMです。こちらは、番組CMで私が今説明したような問題はないのですが、広告会社間の報酬格差という話がございます。広告会社に支払われる報酬ですが、基本報酬と、前年比取引高増の目標達成をした場合などによって支払われる特別報酬というものがあります。基本報酬の格差と特別報酬の格差ということで、テレビ局によっては、有力な広告会社とそうではない広告会社がもらう報酬は両方合わせまして最大20%の格差がみられます。

それがどうなっているかということですが、5 ページの下の方に、「報酬格差による価格競争力の格差」という図が載っております。左側の有力な広告会社と中小の広告会社の報酬格差が、右側の広告主をめぐっての価格競争、値引額の格差に反映しているということで、中小の広告会社は価格競争によって不利な状況になっているということです。

6 ページに参ります。広告取引全般にわたる割合ですが、取引の書面化の状況でございます。下のグラフを御覧いただきたいと思っております。個別取引において、おおむね書面でやっているというのが多いのですが、一部、口頭で発注していますというものがみられるということです。

次に、7 ページ、広告主の意識の話でございます。広告主は広告の世界でユーザーに当たるわけですが、こちらの意識が低いと、寡占化がなかなか解消しなかったり、新規参入がなかったりということになります。広告の世界でも、広告主の意識は必ずしも高くないということです。

ここに掲げてありますのは、先ほど出てまいりました番組CMの料金の例です。ここに表が載っておりますが、これは、同じ番組でスポンサーが複数ある場合に、スポンサー間で、同じ条件なのにCM料金が2倍以上の格差がある場合がある。在京5局いずれについても、同様の傾向が認められるということです。

こういった料金格差の実態について、広告主が実はよく知らないということですので。下に円グラフを書いておりますが、ほかのスポンサーの払っている料金を「知らない」と言っている人が7割以上いるということです。

最後に、8 ページでございます。ただいま御説明申し上げてきたような実態を踏まえまして、競争政策上の評価ということですので。まず、テレビCM、番組CMにつきましても、テレビ局に対して、一層の情報開示を行うようにということですので。CMの入れ替わり枠について、価格について、すぐには無理かもしれませんが、入札の方法の導入について検討するなどです。

次の(2)スポットCMについては、先ほど、広告会社間の報酬格差の話をしたしましたが、報酬の算定基準を整備するといったことです。

(3)は透明性確保に向けた取引方法の改善ということで、書面による取引が望ましいということです。

(4)は広告主の意識でございます。やはり、広告の効果やコストに対する意識を高める必要があるのではないかとということです。場合によっては、広告会社の変更も思い切っただけの意識が必要だろうということです。

最後に、インターネット広告でございます。こちらは、広告主にとって広告効果が目に見えるということで、インターネット広告の世界が広がると、広告業界全体で透明性が高まるのではないかとというふうに期待をしているわけです。今、競争阻害的な取引慣行はございませんが、引き続き、こちらの状況についても注

視していきたいということです。

駆け足でございましたが、私からは以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。今の件につきまして、御質問、御意見がおありでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

古城会員 スポットCMにおける広告会社の報酬格差とございますが、特別報酬格差が出てくる理由はどのようなことでしょうか。

片桐取引調査室長 これは、前年比取引高増の目標を達成した場合に払うというパターンが多いようですが、そもそも特別報酬をもらっていない広告会社もいるわけです。

古城会員 テレビ局が払うというのは、テレビ局もありがたいと思って払っているのでしょうか、何をありがたいと思っているのでしょうか。

片桐取引調査室長 取引高に応じるということですので、CM枠を紹介してくれるスポンサーをたくさん見つけてきてくれるということです。

古城会員 ということは、よく頑張ってくれる人にお礼を払わないと、いい広告主を見つけてくる上でうまくいかないということですか。お礼を払った方が、うまく広告主が見つかるというふうにテレビ局は思っているということですね。

片桐取引調査室長 広告枠の消化やCMの企画制作、いろいろなことがあるわけですが、広告会社の能力に応じて報酬を払っているということです。

古城会員 お礼を払うと新規参入ができないから、やめろと言っても、テレビ局はやめないういでしょう。

片桐取引調査室長 特別報酬について、テレビ局は広告会社ごとに基準がバラバラです。私どもは、広告会社共通の基準を整備するなどしたらいかがでしょうかと申し上げているわけです。

三村会員 広告業界をめぐる大きな問題がそのまま続いているということが非常によく分かったのですが、1 つは、世界の広告業界の中において日本の広告会社自身は、経営的な基盤は決して強固ではないということであります。3 社の寡占になることは、致し方ないかなという感じはしております。

ただ、先ほどの報酬制度の問題は、日本の広告会社やその経営の在り方にとって本質的な問題がまだ非常に残っています。例えば、広告主の効果やコストに対する意識が低いと。本当は低くはないのですが、それを検証するような制度や風土になっていない。

13 ページに、フィーという概念があります。基本的に、日本の広告会社はどちらを向いて仕事をしているのかというのは、実はこの関係業界の中でいつも問題になっています。広告主のためのきちんとした機能と役割がキープされていないのではないかとというのは、広告関係者の方自身の意識として上がっております。

問題は、媒体枠をどれだけとってきたかというところの報酬にほとんどがなっていて、それに対して、企画やプランニング、あるいは広告効果に対する測定と

というようなことを機能的にもう少しきちんと定義するような形へ、この業界を持っていくべきである。これは、明確にこの中でもおっしゃっていただいていいのではないかと思います。特に大手を含めて、広告業界の大きな課題として意識されているところでありますので、その点については重要な指摘だと思います。

森本会員 調査報告書では、前回は下請代金支払遅延等防止法との関係で調査したけれども、今回は広告業界だということですね。

私も、おっしゃっていることはなるほどと思います。しかし、今回の調査の結果、幾つかの提案がなされているが、公正取引委員会として是非ともやらなければならない問題と、今おっしゃったこととも関連するのですが公正取引委員会の職掌との関連で二次的というか、こういう方向もあるなということなのか、強弱をつけるべきではないか。これはすべて同じものなのかどうか、そこら辺をお教えいただけたらと思います。

要するに公正な取引慣行があって、競争が発展し、広告業界が健全になるのは悪いことではない。それに水を差すつもりはないです。公正取引委員会として特に何をすべきかとなると、少しぼやっとするのかなという感想を持ちました。そこら辺、焦点を当てるべきものは何なのかをお教えいただければと思います。

後藤会長 三村会員の御意見も含めて、御説明いただければと思います。

片桐取引調査室長 広告主の意識が必ずしも高くないということで、環境的な要因もあるだろうということですが、逆に、広告主の意識が高くないということが、そういう環境をはぐくんでこなかったということもございます。これをきっかけにして、フィー制度や報酬制度のあり方などについても検討がされていくことを期待しているところでございます。

提言の強弱ですが、どこが強くて、どこが弱いということはありません。環境の整備や意識の改善ということも含まれておりますので、これを踏まえて、時間がかかるかもしれませんが、議論を進められていくことが重要ではないかと考えております。

舟田会員 広告業界の取引なり報酬の実態というのは、かなり前から問題があるのではないかといわれてきたところだと思います。今回、こういう調査報告をなさったということは、これからの議論の土台の1つとして非常に評価できるのではないかと思います。

私は放送関係しか知りませんが、公取委で放送の調査をした14~15年前から、問題は3社寡占あるいは2社寡占が強固で、しかもジリジリ伸びているというのは何だろうということ、どうしてそうなるのかということです。先ほど御発言があったように、確かに激しい競争で、経営基盤は脆弱だということがありながら、寡占体制はむしろ強固なのはどうしてなのかということです。例えば報酬率の格差が、5ページの下にあるように有力な広告会社は20で、中小は15だそうです。

ね。そこから、最後のページの御提言が出てくるわけですが。

ここからは感想みたいなものです。私も、この問題をどう取り扱っていいのか昔から分かりませんでした。ただ、大手の広告会社と大手テレビ局が、スポンサーに対して組んでいるのではないかという疑いといいますか、どういう表現をしたらいいのか分かりませんが、その1つのあらわれがコミッション方式です。何の確証もないのですが、広告会社と媒体社が、いわば利益共同体になっているのではないかという疑いですね。そういう意味で競争を制限し、広告料高止まりを狙っているのではないか。

そういう漠然とした疑いをずっと持っています。一番最後、「第5」の評価に出てくることを直ちに独禁法上違法とすることは不可能だと思いますが、その辺は更に今後の調査なりをお考えなのか。あるいは、そもそもそういう認識自体がおかしいのか。何かありましたら、頂ければと思います。

片桐取引調査室長 広告会社が媒体と利益を共有しているのではないかという疑いがあることはよくいわれていますが、そういう疑いを持たれること自体が、広告業界にとって非常によくないことだと思います。そういった意味からも、広告主の意識の改善が非常に重要な意味を持つてくるのではないかと考えております。

高橋会員 私も、今の舟田会員と同じような意見を持っております。それに加えて、広告主の意識改善という問題をおっしゃいましたが、広告主が広告会社の選定、変更を行わない理由は、単に意識が低いだけなのだろうかというところにも、私は大変疑いを持っております。

広告会社と広告主、あるいは媒体と広告会社、そうした関係をみたときに、バックマージンがあるとまでは申し上げませが、海外ロケであるとか、何らかの恩恵を広告主の社員が、あるいは役員が得ている。そういうことを実態として見聞きするものですから、この問題は、単に意識ということだけではなくて、取引慣行にまで踏み込む必要があるのではないかと感じております。

後藤会長 広告業界については、まだいろいろと深い闇がありそうだとということで、今後一層、調査をお願いしたいと思います。更なる調査がまとまったら、ここで御報告いただければと思います。

時間が過ぎておりますので、本日はこの辺で終了させていただきたいと思えます。最後に、竹島委員長から御発言をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

竹島委員長 長時間、ありがとうございました。おかげさまで、今度の独禁法の改正は、いろいろな規則も含めまして全部整いました。先ほど御報告申し上げましたように、先月から12月まで3か月間みっちり各地で御説明をして、来年1月4日から施行させていただくという運びになりました。後藤先生を始め、多くの方々にこの2~3年の間、大変お世話になってまいり、改正に至ったことを喜んでおり

ます。

改正法に基づいて、来年リーニエンシーを含めて執行力が上がったなど、犯則調査権限の話もありましたが、いずれにしても執行力の強化のためにやった改正でございますので、そういう実が上がるように、今度は執行面でしっかりと改正法の定着に努めてまいりたいと思っております。

今日もいろいろ御議論があって、参考になる御意見をいただきました。しかし、広告の話になったら、それまでのお話と違って、最初に手を挙げていただく先生方があまりいらっしゃらなかった。これはどういうことかなと私も思っていたのですが、この懇話会の中にもマスコミの方々が何人かおられる。ただ、広告のことをやっておられない方々であります。

私どもとしては、これはある意味で競争法上面白い業界だと思っております。どういうわけか、長年手が付けられてこなかった。そういう意味では非常におもしろい業界なので、実態調査をやってみたくてです。マージンがこんなに違うということが分かったのは、この調査が初めてではないか。やっておられる方はわかっておられると思いますが、第三者的には恐らく初めてではないかと思っております。

調査結果をみて、広告主がどう考えるか。何も考えないかもしれないし、高橋会員がおっしゃったようなことで、共存共栄の世界なのかもしれません。いずれにしても、議論のきっかけになるのではないかと。これからいろいろ議論の種になるような実態調査を、競争法上意味のある実態調査をやっていきたいと思っております。

時間も迫っておりますので今日はこの辺にさせていただきますが、本当にありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

後藤会長 どうもありがとうございました。それでは、本日はこれにて閉会いたします。次回の日程につきましては、後ほど、事務局から御連絡を差し上げることとあります。長時間、どうもありがとうございました。

(了)